

篠監公表第 1 号  
平成24年1月9日

篠山市監査委員 畑 利 清

篠山市監査委員 西 田 直 勝

兵庫県篠山市職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により平成23年11月11日に提出のあった兵庫県篠山市職員措置請求について、同条第4項の規定に基づき実施した監査の結果を公表します。

# 篠山市職員措置請求に係る監査結果①

平成24年1月

篠山市監査委員

## 篠山市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求の受付

平成23年11月11日に下記の者から地方自治法第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市\*\*\*\*\*

氏 名 \*\*\*\*\*

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

篠山市市民生活部人権推進課は、「部落解放研究第44回全国集会」（以下「集会」という。）参加者を募集し、それに応募した市民2名を集会に派遣し、その費用として計105,760円を負担した。さらに、その参加者のために人権推進課員延べ2名が公務として便宜を図った。この措置において不当な行為があり、そのために公金が無駄に使われ、市に損害を与えた。

従って、市は当集会参加者のために支出した105,760円の返還を、参加者2名と当時の人権推進課員に求めるべきである。

##### (2) 請求の理由

###### ア. 請求事項1（参加条件の未了について）

集会参加者の募集に際して示された、「報告書を市へ提出すること。自己研鑽を高めると共に、今後、学習の成果を広く市民の啓発に努めること。」とした、参加条件が満たされていない。

篠山市の公金を使って参加する以上は、この要件は最低の条件であろう。ところがこの要件が集会参加から半月以上経っても満たされていなかった。

平成23年7月1日、篠山市情報公開条例に基づき集会参加者の報告書の公開を求めたところ、おおむね2週間をめぐり通知がないため、そのわけを人権推進課に問うた。

「報告書が集まっていなかった」という課員の説明。「報告書が出ていなかったということか」と聞くと、「当方が集めきれていなかったということです」未提出は参加者のせいではなく、人権推進課の手落ちと弁明するのだが、要するに参加の二要件の一つが、まず満たされていなかった。公開された二つの報告書のいずれか、あるいは両方もが長く未提出であったということであり、公文書公開請求がなければ、結局提出されることはなかったであろうと推測されるのである。

参加条件の第二項目「学習の成果を広く市民の啓発に努める」ということを明らかにできる資料の提出を求めたが、「資料なし」という回答であった。公金を使い集会に参加したにもかかわらず、その成果が何ら市民に還元されず、ただ参加者のみの利得

となっただけということである。

イ. 請求事項 2 (送迎による参加者の為の便宜供与について)

新潟市で開催される集会に参加するために、早朝に出発する必要があるとして、J R 園部駅まで人権推進課員が午前 5 時半に市役所を公用車で出て送った。

また、帰りは午後 7 時過ぎ J R 園部駅着ということで、これまた同様に迎え出迎えて帰された。いずれも時間外の公務ということであり、勤務時間の回復措置または時間外手当でこれに対応したことになる。出発に駅まで送っていった課員は「いずれであったか判然としない」と明言しなかった。

この送迎が、募集要項に書かれていた「篠山市の旅費規程に従って、交通費・宿泊費などを支払う」に適合するのか、はなはだ疑問である。2 名への送迎（実際はさらに集会参加の市職員も同乗）で、担当課員が回復措置または、時間外手当支給を受けたにせよ、その分市民が不利益を被ったことは間違いのないことである。

ウ. 請求事項 3 (主催団体の関係と参加者名簿の取扱について)

全国集会主催者は各都道府県単位に動員割り当てをしており、兵庫県下団体へは 450 名の参加を要請していた。篠山市が公募し派遣する市民参加者がこの数にカウントされるのかという問いに、担当課員は「そうです」と返答した。これでは市が主催者団体の下部組織のような、あるいは主催実行委員会の構成メンバーの如き姿である。

公正であるべき行政の姿ではあるまい。

さらに、参加者名簿を部落解放同盟の県組織に提出することになっている。市民の個人情報を市が渡しているものか、これまた今日の状況では信じがたいことである。

応募した 2 名の市民が自ら申し込めばいいことである。

(3) 事実を証する書面

ア. 「提出資料一覧」と題する文書

イ. 日程、補助金額明細等が記載された文書

ウ. 報告書 (参加報告書) 2 枚

エ. 集会参加の募集をしたホームページ画面を印刷した文書

オ. 主催者が発行した開催要項の 2 頁目写し (都府県毎の参加割当表の記載がある。)

3 請求の要件審査

地方自治法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による、公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定されている。

また、地方自治法第 242 条第 2 項では、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをするできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されている。

本件請求は、後記事実確認に記載のとおり、平成 22 年 10 月 29 日に概算払をしている。通常概算払をした日が、地方自治法第 242 条第 2 項本文にいう「当該行為のあった日」とされるとの判例があるが、本件請求は、精算額を具体的に明示した上

での請求であることから、「当該行為のあった日」を慎重に判断するため、平成 23 年 11 月 24 日に、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象部局

市民生活部人権推進課

### 2 関係職員調査

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成 23 年 12 月 7 日に市民生活部人権推進課の関係職員から事情を聴取した。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 23 年 12 月 13 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

## 第3 監査の結果

監査の結果、本件措置請求については、地方自治法第 242 条に規定する所定の要件を具備しておらず、不適法なものであるものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを却下する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

### (1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 集会参加者を 3 名募集し、それに応募した市民は 2 名である。

イ 応募市民 2 名に対し、「篠山市各種研究大会参加補助金交付要綱」に基づき平成 22 年 10 月 29 日に 119,840 円を概算払し、同 11 月 15 日に精算が行われ 14,080 円が戻入された結果、105,760 円が確定額である。

### (2) 監査委員の判断

本件について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

本件措置請求は、事実確認に記載のとおり、平成 22 年 10 月 29 日に 119,840 円を概算払し、同 11 月 15 日に精算が行われた。

このことから、措置請求が可能である、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過していないかが、問題となるので、この点について判断する。

### 措置請求期間について

地方自治法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による、公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨規定されて

いる。また、地方自治法第 242 条第 2 項では、前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されている。

まず、平成 23 年 11 月 11 日に提出された、本件措置請求の請求期間部分が適法とされるためには、地方自治法第 242 条第 2 項に規定する、「当該行為のあった日又は終わった日」は平成 22 年 11 月 11 日以後でなければならない。

今回の請求に関し、補助金が概算払で支出されているが、概算払は、法で認められた支出方法の一つであるので、支出金額を確定する精算手続きの完了前であっても、措置請求の対象となる財務会計上の行為としての、公金の支出にあたる。

したがって、概算払による公金の支出が違法、不当であるとの請求の場合の「当該行為のあった日」は、概算払による公金の支出がなされた日となる。

ただ、概算払は債務の金額が確定した段階で精算手続きが行われることになるので、概算払としての公金の支出自体は適法なものであっても、その後の精算手続きとして行われる財務会計上の行為に違法又は不当な点があるならば、請求期間の起算日は、その精算手続きとして行われる財務会計行為がなされた日となる。

本件請求が対象とする、財務会計上の行為が、概算払の不当性を主張しているものか、精算手続きについて不当性を主張しているのかが明確でないことから、このような疑問点が生じている訳であるが、一見すると、本件措置請求書内に精算額が具体的に記載されており、精算手続きが行われた日が「当該行為のあった日」であるとの論調も生じるが、本件は概算払時から、精算時にかけて、補助金交付基準が変わったものではなく、補助金交付額 105,760 円には送迎に関する費用は含まれず、なお且つ、精算も適正に行われ、剰余分は適切に戻入処理がされている。

なお、参加者が参加報告書を市に提出することになっていたが、この参加報告書は補助金にかかる実績報告書とは別のものであり、且つ、実績報告書に添付を求められていたものではない。

これらのことから、今回の精算手続きは、概算払額に変化が生じたに過ぎず、本件措置請求が精算手続きに対する不当性を主張しているものと判断することはできない。

したがって、本件の「当該行為のあった日」が平成 22 年 10 月 29 日であるのに対し、本件請求日は平成 23 年 11 月 11 日であるので、地方自治法第 242 条第 2 項に規定されている 1 年という措置請求期間を請求人は逸している。

次に、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書では、措置請求期間を徒過した場合であっても、正当な理由があるときは、この限りでないと規定されているが、正当な理由は住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて、その財務会計上の行為を知ることができたかどうか、また、知ることができた場合は相当な期間内に措置請求をしたかどうかにより判断するものである。

本件の場合、公募により市民参加者を決定し、その市民には必要経費が支給されることが公然たる事実であった。さらに、請求人は本件措置請求に先立ち、情報公開条例に基づく公文書公開請求を行っており、請求する公文書として、公募参加者にかかる費用支払決裁書類を求めるなど、相当の調査を行っている。このことから、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書に規定する、正当な理由にも該当しないと判断する。

以上のことから、本件措置請求は請求期間を徒過したものであり、不適法なものと判断する。

#### 第4 当局に対する意見

本件措置請求事案は前記のとおり、措置請求期間を過ぎた請求であり、監査の対象とはならないが、請求人から向けられた視点事項については、十分留意されたい。

# 篠山市職員措置請求に係る監査結果②

平成24年1月

篠山市監査委員

## 篠山市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求の受付

平成23年11月11日に下記の者から地方自治法第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市\*\*\*\*\*

氏 名 \*\*\*\*\*

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

平成22年11月19日から21日、佐賀県で開催された第62回全国人権・同和教育研究大会（以下「研究大会」という。）に篠山市は参加者を公募し、それに応じた1名を派遣し、42,890円を支出した。その後の経過は、募集に際して表示していた条件が守られず、市に損害を与えた。

よって、市は、参加した者に支給した費用42,890円の返還を求めよ。参加者がこれに応じない場合、その意思を示す文書とともに、当時の人権推進課課員が同金額を弁済することを求める。

##### (2) 請求の理由

公金の支給を受けて市民が各種の活動を行う場合、その成果が行政にいかされたり、他の市民に還元されることが必要である。市が上記大会の参加者募集要項において、2項の参加条件を付したのは当然のことである。

しかるに、大会出席後7ヶ月以上を経過した時点でも、その条件の2項目、つまり「研修会に参加していただくことにより、自己研鑽を高めていただくと共に、今後、学習の成果を広く市民への啓発に努めていただきます。」に関して、担当課＝人権推進課はこれを示すことが出来なかった。それはこの項目が参加者に守られていなかった、と考えるのが妥当であろう。つまり、研究大会に参加した成果が市民に還元されることなく参加者一人の利得となった、ということである。篠山市の公金を以て、個人のみの利得とするのは市および市民に損害を与えたということである。

##### (3) 事実を証する書面

ア. 「提出資料一覧」と題する文書

イ. 支出決定書写し（補助金42,890円分）

ウ. 研究大会参加の募集をしたホームページ画面を印刷した文書

#### 3 請求の要件審査

本件措置請求は、地方自治法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成23年11月24日に、これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目（1）が「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

#### （1）参加条件が満たされたことを示せなかったとすることについて

参加者がどのように参加条件を満たしたか、人権推進課が示せなかったとする事実の有無と、有る場合にそのことで、支出した公金が、違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否か。

### 2 監査対象部局

市民生活部人権推進課

### 3 関係職員調査

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成23年12月7日に市民生活部人権推進課の関係職員から事情を聴取した。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、平成23年12月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

## 第3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

#### （1）事実関係の確認

今回実施した関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 研究大会参加者を3名募集し、それに応募した市民は1名である。

イ 応募市民1名に対し、「篠山市各種研究大会参加補助金交付要綱」に基づき平成23年2月28日に42,890円が支出されている。

ウ 人権推進課が参加者を募集した参加条件には、「参加終了後、報告書を篠山市へ提出いただきます。」「研修会等に参加していただくことにより、自己研鑽を高めていただくと共に、今後、学習成果を広く市民への啓発に努めていただきます。」と記載されていた。

エ 「部落解放研究第44回全国集会」の関係も含め、参加者が提出した報告書等の公開を求める、篠山市情報公開条例に基づく公文書公開請求書を平成23年7月1日に受理し、同7月19日に公文書部分公開決定をした。

オ 報告書の未提出者は本件応募市民である。

カ 応募市民から報告書を収受したのは平成23年7月15日である。

## (2) 監査委員の判断

本件について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、本件の公金支出にあたり、その公金を受けて市民が活動を行う場合、その成果が行政にいかされたり、他の市民に還元されることが必要であるとし、参加条件の一つである、「自己研鑽を高めていただくと共に、今後、学習の成果を広く市民への啓発に努めていただきます。」の点を参加者がどのようにしたかを、人権推進課が示すことができなかつたのであるから、このことが守られていないと考えるのが妥当であり、公金が個人の利得となったことが、不当な公金支出であると主張しているもので、この点について判断する。

### 判断(1)

このことについて、人権推進課に見解を求めたところ、参加者に対しては、学習した内容を用いた意見の発言や話題提供、またリーダーシップの発揮を期待しておりますが、それら啓発活動の内容報告は求めておらず、自己研鑽に努めて頂くのと同時に、それぞれの立場で身近な機会を通じて啓発に繋げていただければと考えていますとのことであった。

そのことから、見解を求めた時点での人権推進課の立場から、参加者がどのように参加条件を満たしているかを、請求人に示せなかつたと推測される。

一方、請求人は陳述の際、参加者が地元等で啓発に繋がる発言をされているかも知れないが、かも知れないでは、公金の使い方としては妥当ではないと主張された。

請求人の主張どおり、参加者が啓発に繋がる発言等をされているかなども、推測の域を出ないことが問題との主張もある程度理解できるものの、推測であっても、成果が行政や市民に全く還元されていないと断言することは出来ない。

参加条件は、当然守られるべきものではあるが、参加後いつまでに行わなければならないという類のものではなく、参加後に数々の機会を通じて、学習成果を市民に啓発してもらうため、人権推進課職員及び参加者がその手法についても様々な方法の中から模索しつつ、より良い効果を見出せるようにすることが肝要であると考え。

したがって、人権推進課が、参加条件が満たされていることを示せなかつたことをもって直ちに、参加者が研究大会で得られた成果を行政や市民に全く還元されていないと判断することはできないので、研究大会参加にあたる公金支出が個人の利得となり不当であるとは断言できない。

なお、応募市民に支給した補助金 42,890 円については、篠山市各種研究大会参加補助金交付要綱の目的に合致しており、交付対象の範囲内で交付されている。

以上のことから、判断(1)について、請求人の主張は理由がないものと判断する。

# 篠山市職員措置請求に係る監査結果③

平成24年1月

篠山市監査委員

## 篠山市職員措置請求に係る監査結果

### 第1 請求の受理

#### 1 請求の受付

平成23年11月11日に下記の者から地方自治法第242条第1項の規定に基づく篠山市職員措置請求の提出があった。

請求人

住 所 兵庫県篠山市\*\*\*\*\*

氏 名 \*\*\*\*\*

#### 2 請求の概要

##### (1) 請求の要旨

平成23年1月27日・28日、姫路市で開催された第25回人権啓発研究集会（以下「研究集会」という。）の一般参加者の交通手段として、バスを借り上げ使用したことは不当な行為であり、よって、市はバスを利用して参加した者に対して、バス代に相当する金額を算出し、その抛出を求めよ。

求めに応じない者がある場合、公正な扱いを怠った当時の担当課員が分担してこれを負担することを求める。

##### (2) 請求の理由

平成22年度予算において、部落解放研究全国集会などの参加費用等は、その集会・大会名が明らかにされたうえ、予算が求められていた。しかし、この研究集会はそうではないまま、参加希望者が公募され、応募した2名が市職員26名と共に参加した。この参加のために公用車が用意された。このことはここではひとまず置くとして、一般参加者のためにも往復のバスが提供されており、これは不当なことである。

バス借上代は予算に計上されたものではあるが、それは、参加した成果が今後の市政に反映される、あるいは市民に還元されることが前提である。公金を投じる以上当然のことである。しかるに一般参加者（何名いたか、申請者は知らない）に市費により借り上げたバスを使用させても、その成果が市政に反映されることも、市民に還元されることもまず想定できない。市職員・公募市民28名であれば、バス一台で十分であるにもかかわらず、1日は公用バス2台、1日は公用バスが1台のみしか確保できなかったとして、民間バス1台を借り上げていた。

集会参加のために往復のバスが利用できることを、市は一般市民には全く周知させていない。ごく一部の者しか知り得なかったことであろう。これは不公平・不当な行為であり、公正であるべき行政としては許し難いことである。以上二点により、上記集会一般参加者のために、バスを使用させたことは市に損害を与えたということである。

(3) 事実を証する書面

ア. 研究集会参加者一覧

イ. 支出決定書写し (バス借上料分)

ウ. 研究集会参加の募集をしたホームページ画面を印刷した文書

3 請求の要件審査

本件措置請求は、地方自治法第 242 条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 11 月 24 日に、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象とした事項

措置請求書に記載されている事項及び請求人陳述の内容等を勘案し、本請求の趣旨を次のように解して監査対象とし、項目 (1) 及び (2) が「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否かについて、監査を実施した。

(1) 一般参加者のバス利用の是非について

一般参加者にバスを使用させたことの是非と、バス借上料として支出した公金が、違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否か。

(2) 一般市民へのバス利用の周知について

一般市民へバスが利用できることの周知の度合いで、支出した公金が、違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否か。

2 監査対象部局

市民生活部人権推進課

3 関係職員調査

監査対象部局から関係書類の提出を求め、平成 23 年 12 月 7 日に市民生活部人権推進課の関係職員から事情を聴取した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 23 年 12 月 13 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第 3 監査の結果

監査の結果、請求人の主張にはいずれも理由がないものと認められた。

したがって、本件措置請求についてはこれを棄却する。

以下、事実関係の確認、監査委員の判断について述べることとする。

(1) 事実関係の確認

今回実施した関係職員調査等により次のとおり事実関係を確認した。

ア 研究集会参加者を 20 名募集し、それに応募した市民は 2 名である。

- イ 応募市民2名とともに、市職員が1日目27名、2日目23名参加した。
- ウ 請求人が措置請求書内で記載する公募市民とは、前記応募市民2名と同義であり、一般参加者とは、公募市民と市職員以外の参加者の意味である。
- エ バスは1日目に公用バス1台及び民間貸切バス1台、2日目は民間貸切バス2台であり、各日2台ずつ使用された。
- オ バスの定員は1日目が公用バス36名及び民間貸切バス45名、2日目が民間貸切バス45名と27名である。
- カ 公募市民、市職員及び一般参加者のバス利用状況は1日目が53名、2日目が44名である。
- キ 一般参加者のバス利用状況は1日目が25名、2日目が21名である。
- ク バス借上料は220,500円であり、平成23年3月10日に支出されている。

## (2) 監査委員の判断

本件について、次のとおり監査委員の判断を述べる。

請求人は、一般参加者に市費により借り上げたバスを使用させても、公金を投じる以上前提の、その成果が市政に反映されることも、市民に還元されることもまず想定できない。また、一般参加者のためにバスを使用させなければ、バス一台で十分であるにもかかわらず、一般参加者のためにバスを使用したことは市に損害を与えたことになると主張しているため、この点について判断する。

### 判断(1)

篠山市は市民憲章の中に「人権を尊重し、あたたかいまちをつくります。」と定め、部落差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃と人権尊重のあたたかいまちづくりを目指している。そのためには、市民の不断の取り組みが必要であり、各自治会による住民学習や人権・同和教育研究協議会への支援、人権に関する集会や研修会への参加の支援も必要と考え、主催者が市町など公共的な団体の場合はもとより、部落解放同盟など民間団体の主催であっても、差別の実態など広く深く学習し、それを撤廃する人権の取り組みを篠山市のまちづくりに活かすことは、大切なこととして、広く市民参加の呼び掛けが行われている。

この基本的な姿勢に基づいて、研究集会への市民参加に対し、バスによる交通手段の支援の取り組みがなされたものである。

一般参加者として参加したものは、何れも何らかの団体に所属しており、具体的には、市人権・同和教育研究協議会関係者、部落解放同盟員、市職員労働組合員であった。

請求人はこれらのものが、公金を投じて借り上げたバス等を利用して、その成果が市政に反映されることも、市民に還元されることもまず想定できないとするが、当局によると、研究集会の主催は、第25回人権啓発研究集会実行委員会で、その構成団体はひょうご部落解放人権研究所、兵庫県人権教育研究協議会、全日本自治団体労働組合兵庫県本部、兵庫県教職員組合、部落解放同盟兵庫県連合会などとされ、後援団体には姫路市、姫路市教育委員会、兵庫県市長会、兵庫県社会福祉協議会、兵庫県商工会議所連合会、神戸新聞社ほか報道各社など、公共的性格が強いものであり、全国

各地から参加者が活動成果や課題を発表し、様々な人権テーマが分科会において真剣に討議され、このような集会に市民の方々に参加していただくことは、様々な差別を解消し、人権のまちづくりを進めるうえで必要であり、市の責務として支援を行ったものであるとの見解であった。

このことから、これら当局の見解には、市の基本的な姿勢に対して妥当性があり、むしろ、一般参加者として参加したものが、それぞれの団体内で、あるいは団体から市政や市民へ成果が還元されることが期待される。

今回は兵庫県内で研究集会が開催されるため、更には、第二分科会では、「被差別部落が担ってきた伝統文化」と題し、篠山市の西誓寺文書の解読結果をもとにした篠山市民の講演も予定されており、絶好の機会ととらまえ、あらかじめ多くの方が参加できる体制を整えた結果、バス2台を確保したものであった。

バスは公用車が空いていれば、それを利用したであろうが、あいにく他の行事で使用されることになっていたため、確保ができた初日に1台投入し、残りは民間バスを借り上げたものである。

この、民間バス借り上げに関する費用は、人権推進課がこの研究集会用に限定したのではなく、広く人権問題解決に有効な活動のために利用できるよう予算計上がされていたものである。

今回の研究集会の内容の多くが同和問題であったため、一般参加者の構成が同和問題を主として活動をされている団体員が多く占めていたことは確かである。しかし、市によると、当然に多くの人権課題が存在していることは事実として捉え、それら課題の解決は行政、市民をあげて取り組むものとしているので、そのことから、特定の問題をことさら重視しているものではないと判断する。

このことから、一般参加者にバスを利用させたこと及びバスの台数が2台となっていること、何れも妥当であることから、市がバス借上料相当の公金支出をしたことが不当であるとは言えない。

以上のことから、判断（1）について、請求人の主張は理由がないものと判断する。

次に請求人は、市は研究集会参加のために往復のバスが利用できることを、一般市民には全く周知せず、ごく一部の者しか知り得なかったであろう状況から、このことが、不公平・不当な行為で、公正であるべき行政としては許し難いことであり、その一般参加者のためにバスを使用させたことは市に損害を与えたことになる」と主張しているため、この点について判断する。

判断（2）

研究集会に参加した者は、公募市民、市職員及び一般参加者であり、その内の大半がバスを利用している。

次に、公募市民を募った方法は、市のホームページ上に文書を掲載することで行われており、その他の方法は特段なされていない。

そこで、一般市民に往復バスが利用できることが周知されていたかという点であるが、請求人が措置請求に添付した、事実を証する書面ウのホームページ記事を見ると、市バス及び民間バスを利用して市役所と会場間を往復することが、読み解ける。なお、ここで言う市バスとは、市が所有する公用車のことである。さらに、ホームページ上

では、「上記費用（参加費）について、市で負担いたします。」と記載されているので、参加費が参加者から見て無料であること、昼食は自己負担で注文できることなどが、理解できる内容となっている。

なお、「上記費用（参加費）について、市で負担いたします。」との記載の上部にバスの運行日程が示されているが、この表現でも、大半の者がバスを無料で利用出来ると解釈されると思われるが、参加費のみ市が負担と解釈される可能性も若干残る。人権推進課はもう少し丁寧な表現をすることが望ましいと考える。

また、周知の方法がホームページ上のみとなったことについて、当局の見解を求めたところ、開催要項の詳細が判明してからの掲載となるため、広報紙原稿締切時期から考えて広報紙への掲載は困難であったとのことであった。しかし、あらかじめ概略は広報紙に掲載し、詳細をホームページや人権推進課に問い合わせさせていただくように誘導することは可能であったと考えるが、当局からは、今後、そうした方向での掲載に努めるとしており、これらのことから、一般市民に対し周知がやや足りなかったという点はあったと考えるが、そのことで、市がバス借上料相当の公金支出をしたことが不当であるとまでは言えない。

以上のことから、判断（２）について、請求人の主張は理由がないものと判断する。

なお、ごく一部の者しか知り得なかったであろう状況下で、一般参加者がバスを利用したことについては、判断（１）で述べたとおり、例えそのような状況下でも、一般参加者がバスを利用したことは是と考えるものである。